

資料4

林野庁 御提供資料

# 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案について

## － 危険な盛土等を規制するための新たな法制度－

---

国土交通省 都 市 局

農林水産省 農村振興局

林 野 庁

# 法案の背景・必要性

## 盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）

○盛土の総点検において、**点検が必要な盛土は約3.6万箇所**  
（11月末暫定集計）

- ・総点検の進捗状況は約2.8万箇所
- ・年度内に大半の都道府県で目視等による点検が完了する見込み



R3.7 静岡県熱海市

死者・行方不明者27名、家屋被害128棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落  
死者1名、重傷者1名、  
家屋被害1棟



R3.6 千歳県多古町

廃棄された土石の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め

## 現行制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制

- 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】 熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、  
土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で**包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（仮称）に改正。通称“盛土規制法”

※ 国土交通省・農林水産省による**共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

◆**国土交通大臣及び農林水産大臣**が盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針**を策定し、その方針の下、  
都道府県知事等が規制を実施

※ 全国知事会等からも法制化  
による全国統一の基準・規制を  
設けることについて要望あり

# 1. スキマのない規制

## 規制区域

### ○都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

- 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
- 市街地や集落等からは離れているもの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
  - ※ 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長

- 区域指定に市町村が関与できる仕組みを導入（例：指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出等）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施
- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

## 規制対象

### （参考） 現行の宅地造成工事規制区域

#### 【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



#### 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

#### <宅地造成工事規制区域（現行）のイメージ>



### 新制度による規制区域

#### 【規制対象】

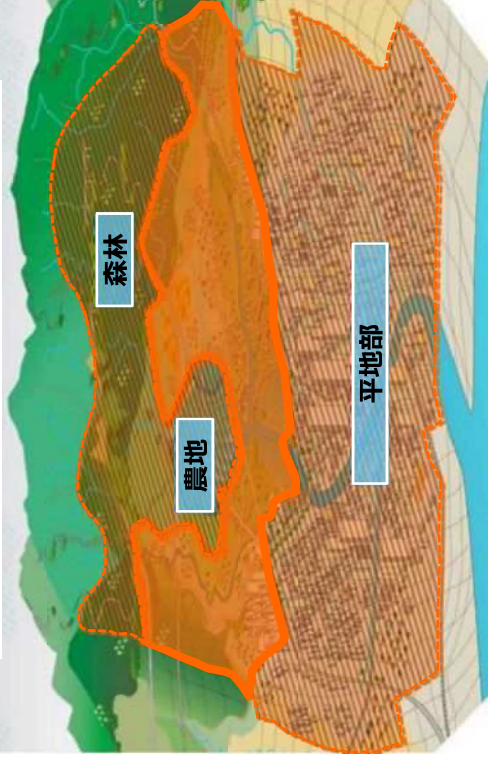
- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



#### 【区域指定のイメージ】

現行の宅地造成工事規制区域に加えて、土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定

#### <新制度による規制区域のイメージ>



## 2. 盛土等の安全性の確保

### 許可基準・手続

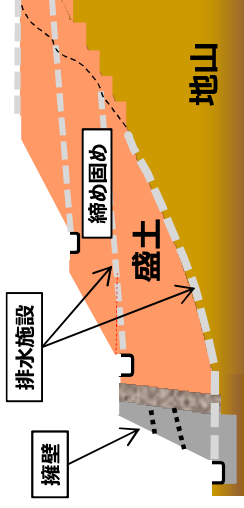
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
  - ※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- 許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）** を要件化
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
  - ① **施工状況の定期報告**、② **施工中の中間検査** 及び ③ **工事完了時の完了検査** を実施

### 中間検査 完了検査

※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

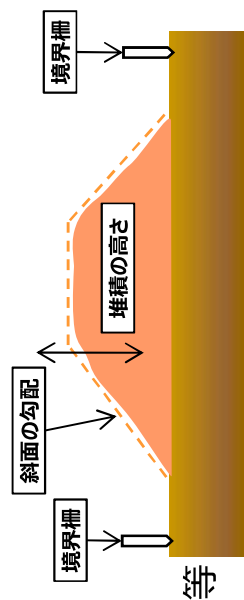
## ■ 災害防止のための安全基準の設定

### <盛土・切土>



- (主な安全基準)
- ✓ 擁壁の設置
  - ✓ 排水施設の設置
  - ✓ 地盤の締め固め 等

### <一時的な堆積>



- (主な安全基準)
- ✓ 堆積の高さ
  - ✓ 斜面の勾配
  - ✓ 境界柵の設置 等

## ■ 施工中・完了時の安全確認

### 工事の許可

工事着手

### ○ 中間検査

例：排水施設の設置  
工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



### ○ 完了検査

安全基準への適合について現地検査  
✓ 盛土の形状  
✓ 擁壁の強度 等

### ○ 定期報告

工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告  
例：土石の堆積量 等

工事完了

### 3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

#### 管理責任

○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化  
 ※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。

#### 監督処分

○災害防止のため必要ときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
 ※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

#### 罰則

○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

#### 工事の適正な施工

造成主

工事施工者

・無許可での盛土  
 ・安全基準違反  
 ・検査の受検義務違反  
 等の違反があった場合  
 ●**施工停止命令**  
 ●**災害防止措置命令**  
 (擁壁の設置等)

#### 施工後の適正な管理

土地所有者等

原因行為者※  
 (※過去の土地所有者等)

常時安全な状態に  
維持する責務

管理責任の明確化

管理不全等により  
安全性に問題が  
生じている場合  
●**改善命令**  
 (擁壁の設置等)

機動的な是正命令

#### 都道府県知事等

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。  
 ※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限**（懲役2年以下、罰金100万円以下）**より高い水準に強化**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置

実効性のある罰則

# 參 考 資 料

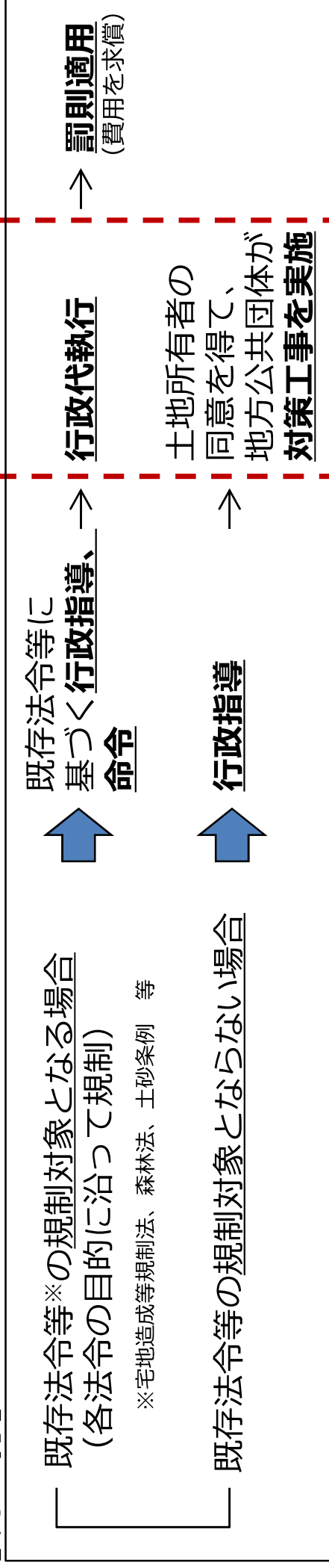
---



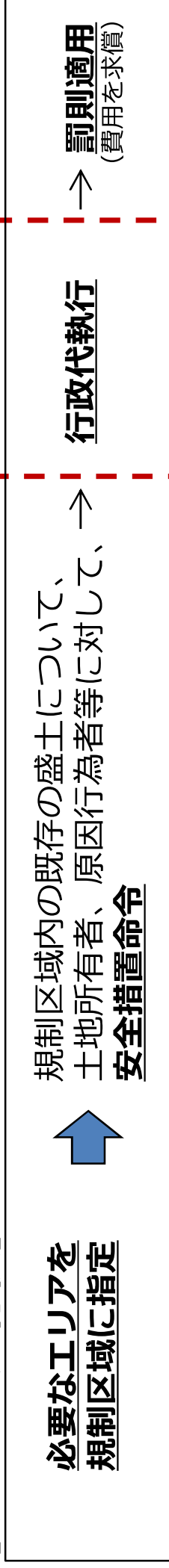


# 既存の危険な盛土への対応について

## 【現 行】



## 【改正法の施行後】 (上記措置に加えて)



※廃棄物混じり土の場合は、併せて廃掃法により対応 (改正法施行前後で共通)

### 予算措置により地方公共団体を支援 (改正法の施行前後に関わらず)

【令和3年度補正予算】

安全性把握のための**詳細調査**や、**応急対策工事**を支援：令和6年度実施分まで

【令和4年度当初予算】

**抜本的な危険箇所対策** (盛土の撤去や擁壁の設置等) を支援：令和7年度着手分まで

<国費率> 1/2 (一定の要件を満たす緊急性が高い盛土については2/3※) ※詳細調査等の2/3は令和4年度実施分まで

# 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

## 建設工事から発生する土

建設工事から発生する土

廃棄物混じり土

分別

廃棄物

廃棄物を分別した土

建設発生土

……廃掃法に基づき適正に処理

資源有効利用促進法※

に基づき再生資源として利用



他工事利用



残土処分場

※写真はイメージ

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に關して所要の措置を講じるもの。

## 指定利用等の徹底（公共工事）

○ **全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請**

⇒ **処分費の積算への計上を徹底** ※工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定等

### 【指定利用等の取組状況】

国：99%

都道府県：88% 政令市：77%

市区町村(政令市除く)：69%

## 建設発生土の計画制度の強化（公共・民間工事）

### 【現行制度】

資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 搬出先の**新たな法制度の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認を義務化**
- 計画書の作成**対象工事の拡大**（現行：土砂1,000m<sup>3</sup>の引下げ）、**保存期間の延長**（現行：1年）、**発注者への報告と建設現場への掲示を義務化**

※併せて、事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

### 【再生資源利用促進計画書】

(イメージ)

#### 計画書

請負会社：●株式会社  
 工事所在地：●市 ●町 ●  
 建設発生土：●m<sup>3</sup>  
 搬出先：●工事 ●m<sup>3</sup>  
 ●処分場 ●m<sup>3</sup>

## 新たな法制度等

- 厳格な**盛土許可制** ○ 不法盛土の**監視強化**（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の**建設業者やトラック運送事業者等への処分**

## 森林×脱炭素

## チャレンジ

2022

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する企業等が支援をして行った「伐って、使って、植える」の取組を顕彰します！

募集期間  
2022.2.18 (金)  
▼  
2022.4.8 (金)

## 概要

## 募集内容

令和2年及び令和3年の間に企業等が支援をして行った森林整備に関して、以下の2つの点に着目して募集します。

01 整備した森林のCO<sub>2</sub>吸収量

企業等が支援をして整備を行った森林が、1年間に吸収したCO<sub>2</sub>量(※)を確認します。

※令和3年12月27日発出の林野庁長官通知に記載された算定方法に基づき、申請者が算定します。

※各都府県で実施されている独自のCO<sub>2</sub>吸収量の認証制度等で算定された吸収量も含まれます。

## 02 森林整備の取組内容

森林整備の具体的な取組内容について、以下に示す視点に基づいて審査を行います。

- 森林の循環利用に貢献しているか
- 山村地域の振興に貢献しているか
- 森林の有する公益的機能の発揮に貢献しているか

## 応募資格

応募者は、支援をして森林整備を行った企業等です。

応募申請書が受理された応募者を、

**グリーンパートナー**として林野庁HPで紹介します！

## 顕彰内容

森林整備に係るCO<sub>2</sub>吸収量と取組内容を総合的に踏まえ、特に優れた取組をグランプリ（農林水産大臣賞）として1件選定します。

また、優秀賞（林野庁長官賞）として9件以内で選定します。

## 応募のメリット

メリット  
01

マークで自社の取組をPR!

森林整備を通じて脱炭素に貢献する証として「グリーンパートナーマーク」をPRにご使用いただけます。



※イメージ

メリット  
02

林野庁が皆さまの取組を発信!

各応募者のCO<sub>2</sub>吸収量や取組内容について、森林・林業白書や林野庁HP、BUZZ MAFF、SNS等を通じ広く発信します。

メリット  
03

林野庁内に木製銘板を掲示!

さらに、グランプリ・優秀賞の受賞者は、林野庁庁舎内に応募者名とCO<sub>2</sub>吸収量の木製銘板を設置します。

D ● 社 森林組合	C ▲ 山 林株式会社	B ■ グ ループ 林業	A ◆ 協 会 森林組合	2022 チャレンジ
XX t-CO <sub>2</sub>	XX t-CO <sub>2</sub>	XX t-CO <sub>2</sub>	XX t-CO <sub>2</sub>	



適切に整備・保全された森林は、  
SDGsの達成に貢献します！

本顕彰事業の実施要領など詳細はこのQRコードからご覧いただけます。



<担当> 林野庁 林政部 企画課 (03-3502-8036)

# 森林×脱炭素チャレンジ 2022 実施要領

令和4年2月18日

## 1 趣旨

昨年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においては、森林・林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を目指すこととされている。その実現に向けては、森林・林業・木材産業関係者の取組を強化してだけでなく、民間企業・団体等（以下「企業等」という。）、多様な主体による国民参加の森林づくり活動を促進していくことが重要である。

近年、森林の有するCO<sub>2</sub>吸収機能に注目が集まる中、従前から各地域においては、企業等が自ら又は支援（以下「支援等」という。）をして行った森林整備に関する取組が見られるところ。このような取組は、カーボンニュートラルの実現にも資するものであり、森林整備による地球温暖化対策を国民運動として展開する上でも更なる拡大を図る必要がある。

このため、林野庁では、このような企業等の取組の意義や効果を消費者やステークホルダーに訴求することの一助となるよう、「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」（令和3年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知）を発出し、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法の周知を図っているところである。

今回、さらに企業等が支援等をして行った森林整備の認知度を高めるとともに、一層の横展開を図るため、前述の算定方法等を活用した顕彰の仕組みを新たに設けることとし、企業等が取り組みやすい環境整備を進めることとする。

## 2 募集内容

令和2年及び令和3年の間に、企業等が支援等をして行った造林・保育等の森林整備について、

- ① 当該期間において整備した森林に係るCO<sub>2</sub>吸収量
- ② 当該期間における森林整備に係る具体的な取組内容等を確認し、特に優れたものに対して顕彰を行う。

### (1) 企業等が支援等をして整備した森林に係るCO<sub>2</sub>吸収量

対象森林（詳細は別表第1）において、以下のAからCまでのいずれかの方法を用いて算定した1年間のCO<sub>2</sub>吸収量について確認を行う。なお、CO<sub>2</sub>吸収量の算定に当たって使用した対象森林のデータについても提出することとする。

- A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」（令和3年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知）に基づく以下のaからcまでのいずれかの算定方法（別紙参照）
- a 1年間に森林が吸収するCO<sub>2</sub>量の簡便な算定方法
    - ※ 簡易な方法（都道府県名、樹種、齢級、面積を入力）と精緻な方法（前述のデータに加え平均樹高、平均直径、本数を入力）の選択を可能とする。
  - b 再造林・保育を行うことにより森林に吸収されるCO<sub>2</sub>量の増加分の算

#### 定方法

- ※ 再造林・保育を行った年数で除し、1年分のCO<sub>2</sub>吸収量を算定。
- c 森林の育成により保持される土壌炭素量（CO<sub>2</sub>換算）の算定方法
- ※ 再造林・保育を行った年数で除し、1年分のCO<sub>2</sub>吸収量を算定。
- B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法
- C 国有林における「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法

#### (2) 森林整備に係る取組内容

(1)に係る森林整備について、令和2年及び3年の間に取り組んだ内容等に関し、別表第2の視点に基づいて審査を行う。

### 3 応募資格

応募者は、支援等をして森林整備を行った企業等とし、以下のいずれかの者とする。

- ・法人（清算法人を除く）
- ・団体（団体の規約があり代表者が当該規約に基づき選出されているもの）
- ・個人（未成年者にあつては法定代理人の同意のある場合）
- ・地方公共団体

### 4 応募単位

応募者が支援等をして、令和2年及び令和3年の間に行った森林整備について、2(1)に示すCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法ごとに応募することとする。

### 5 応募方法

(1) 応募者は、応募申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、募集期間中に10の事務局宛てにメールで提出するものとする。その際、別表第3に示す資料をPDFなどで添付するものとする。メールの添付ファイルの容量は、原則合計7MBまでとする。なお、応募申請書や添付資料に不備等が確認されたときは、受理しない。

(2) 募集期間は、令和4年2月18日（金）から令和4年4月8日（金）までとする。

### 6 顕彰方法

(1) CO<sub>2</sub>吸収量については、林野庁で応募申請書等により確認を行う。

(2) 森林整備に係る取組内容については、外部有識者による審査委員会において、別に定める審査基準に基づき審査を行う。

(3) (1)、(2)の結果を総合的に踏まえ、審査委員会において、

- ・特に優れた取組を「グランプリ（農林水産大臣賞）」として1件
- ・「優秀賞（林野庁長官賞）」として9件以内（別表第2に示す審査の視点（『伐

って、使って、植える』森林の循環利用への貢献」「山村地域の振興への貢献」「森林の有する公益的機能発揮への貢献」) 毎に3件以内)の受賞候補者を選定し、林野庁で受賞者を決定の上、表彰を行う。

## 7 結果の公表・通知

グランプリ、優秀賞各賞の選定結果について、林野庁ホームページにおいて公表するとともに、各賞の受賞者に対し、受賞の通知を行う。また、各賞の受賞者以外の応募者に対しても審査結果の通知を行う。

## 8 グリーンパートナーの公表

(1) 応募申請書が受理された応募者については、受賞の有無を問わず、森林整備を通じて脱炭素に貢献する「グリーンパートナー」とし、林野庁ホームページにおいて応募者名・CO<sub>2</sub>吸収量等を公表する(公表の際は、用いた算定方法を明記する)。

(2) グリーンパートナーとして公表された企業等は、「グリーンパートナーマーク」の使用を可能とする。なお、マークの詳細については、後日、林野庁ホームページで公表する。

## 9 注意事項

(1) 応募者ごとのCO<sub>2</sub>吸収量及び森林整備に係る取組内容については、応募者の許諾なく林野庁が二次利用することができることとする。

(2) 応募申請書の内容の記載等に虚偽があり、又は選定後に顕彰の対象としてふさわしくない行為があったと認められる場合には、グリーンパートナーの登録及び顕彰を取り消す場合がある。

## 10 応募先・問い合わせ先

森林×脱炭素チャレンジ2022事務局(林野庁林政部企画課内)

E-mail: [forest\\_co2\\_challenge@maff.go.jp](mailto:forest_co2_challenge@maff.go.jp)

ウェブページ:

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/forest\\_co2\\_challenge.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/forest_co2_challenge.html)

(林野庁ホームページ内)

別表第1 CO<sub>2</sub>吸収量の算定対象となる森林

対象要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の国内に存すること</li> <li>・令和2年及び令和3年の間に植栽、下刈、枝打ち、除伐、間伐のいずれかを行っていること</li> <li>・1ha以上のまとまりを有すること</li> <li>・実施された森林整備が適切であり、樹木が健全に生育することが期待されること</li> <li>・応募の時点において開発等土地の改変が行われる予定がないこと</li> </ul>

別表第2 森林整備に係る取組内容に関する審査の視点

審査の視点	具体の取組のイメージ
「伐って、使って、植える」森林の循環利用への貢献	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備を通じて産出される木材の有効活用</li> <li>・再造林の促進に資する取組（低コスト造林の取組等）</li> <li>・森林認証を取得した森林における取組</li> <li>・野生鳥獣害対策に資する取組 等</li> </ul>
山村地域の振興への貢献	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山村の集落と連携した取組</li> <li>・都市部住民との交流等、関係人口の拡大に資する取組</li> <li>・森林環境教育や木育の推進に資する取組</li> <li>・荒廃農地の活用に資する取組（早生樹の植栽等） 等</li> </ul>
森林の有する公益的機能発揮への貢献	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性保全に資する取組（針広混交林化、天然生林の保全等）</li> <li>・花粉症対策に資する取組（低花粉苗木の植栽等）</li> <li>・水源林の保全に資する取組</li> <li>・災害跡地の復旧に関する取組 等</li> </ul>

別表第3 応募申請書に添付する資料

	2 (1) CO <sub>2</sub> 吸収量の算定方法 <sup>※1</sup>	
	A	B、C
①森林整備を実施したことが確認できる資料 (対象期間に林業経営体との間で締結した 作業請負契約書の写し、対象森林の写真等)	○	○
②CO <sub>2</sub> 吸収量の算定に使用したデータを 確認できる資料(算定結果の計算シートや森林簿 の写し、林内の写真等) <sup>※2</sup>	○	—
③国又は都府県が認証したCO <sub>2</sub> 吸収量の通 知・認証書の写し	—	○
④森林整備に係る取組内容について、その詳細 や取組の意義をアピールする資料	△ (自由提出)	△ (自由提出)

※1 2 (1) で示すCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法

- A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」(令和3年12月27日  
付け3林政企第60号林野庁長官通知)に基づく算定方法
- B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法
- C 国有林における「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法

※2 2 (1) の算定方法のうちB、Cについては、③により、対象森林における  
CO<sub>2</sub>吸収量について証明されているため、②の資料は添付不要。



様式第1号（5の（1）関係）

年 月 日

林野庁長官 殿

（応募者名）

（代表者名）

「森林×脱炭素チャレンジ2022」応募申請書

「森林×脱炭素チャレンジ2022」実施要領5の（1）に基づき下記のとおり応募します。

記

- 1 森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法の詳細  
様式第1号-1の表に記載
- 2 森林整備に係る取組内容  
様式第1号-2の表に記載
- 3 添付資料  
実施要領の別表第3に基づく

【別紙】応募者の詳細

応募者（支援等をして森林整備を行った企業等）

企業等名			
代表者名			
住所（本社）			
事業内容			
担当者名		連絡先(TEL)	
メールアドレス			

様式第1号-1

森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法の詳細

(1) CO<sub>2</sub>吸収量の算定方法

以下のいずれかの方法にチェックを記載

A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」(令和3年12月27日付3林政企第60号林野庁長官通知)に基づく算定方法

a 1年間に森林が吸収するCO<sub>2</sub>量の簡便な算定方法

ア 簡易な方法

イ 精緻な方法

b 再造林・保育を行うことにより森林に吸収されるCO<sub>2</sub>量の増加分の算定方法

c 森林の育成により保持される土壌炭素量(CO<sub>2</sub>換算)の算定方法

B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法

C 国有林における「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法

(2) 森林整備の詳細

番号	森林の所在地	整備年	整備面積(ha)	整備内容	樹種	算定に用いた林齢	CO <sub>2</sub> 吸収量(t-CO <sub>2</sub> /年)
1	( )	R2・R3		植栽・下刈・枝打ち・除伐・間伐		(R2・R3)	
2	( )	R2・R3		植栽・下刈・枝打ち・除伐・間伐		(R2・R3)	
3	( )	R2・R3		植栽・下刈・枝打ち・除伐・間伐		(R2・R3)	
計							

(記入上の注意)

- ① 上記表でCO<sub>2</sub>吸収量を合算できるのは、2(1)に示す算定方法のうち同一の方法で算定されたCO<sub>2</sub>吸収量のみとし、異なる算定方法によるCO<sub>2</sub>吸収量を合算することはできないこととする。
- ② 記入欄が不足する場合は適宜追加することとする。
- ③ 「森林の所在地」欄は、「都道府県、市町村、大字、地番」を記載。また、( )内には所有形態として「国」「都道府県」「市町村」「個人」「その他(具体の所有者)」のいずれかを記載。
- ④ 「整備年」欄は、森林整備を完了した年度に○をつける。
- ⑤ 「整備面積」欄は、森林整備面積を小数点以下四捨五入して記載。
- ⑥ 「整備内容」欄は、該当するものに○をつける。
- ⑦ 「算定に用いた林齢」欄は、CO<sub>2</sub>吸収量の算定に用いた林齢を記載。また、算定時点の年について( )内の該当する年に○をつける。
- ⑧ 「CO<sub>2</sub>吸収量」欄は、CO<sub>2</sub>吸収量を小数点以下四捨五入して記載。

様式第 1 号－ 2

森林整備に係る取組内容

	令和 2 年及び令和 3 年の間に取り組んだ内容
「伐って、使って、植える」森林の循環利用への貢献	
山村地域の振興への貢献	
森林の有する公益的機能発揮への貢献	

※審査基準を参考に、アピールポイントとなる取組について記載してください。

森林×脱炭素チャレンジ 2022  
審査基準

1 趣旨

応募者が支援して行った森林整備に係る具体の取組内容については、この審査基準に基づき、外部有識者による審査委員会で審査する。

2 採点方法・配点

『伐って、使って、植える』森林の循環利用への貢献、「山村地域の振興への貢献」、「森林の有する公益的機能発揮への貢献」の3つの視点毎に、審査基準を基に審査委員が30点満点で採点するものとする。

審査の視点	点数配分	審査基準
「伐って、使って、植える」森林の循環利用への貢献	10点	<ul style="list-style-type: none"><li>取組内容に先駆性が認められるか。</li><li>取組内容に地域の実情を踏まえた創意工夫や独自性が認められるか。</li><li>取組内容に持続性（継続性）が認められるか。</li><li>取組内容に波及効果が期待できるか。</li><li>その他、取組内容に特徴的な内容が認められるか。</li></ul>
山村地域の振興への貢献	10点	
森林の有する公益的機能発揮への貢献	10点	